

北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月20日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第9号

北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例（昭和49年条例第3号。以下「条例」という。） <u>第5条</u> の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例（昭和49年 <u>北上地区消防組合</u> 条例第3号。以下「条例」という。） <u>第6条</u> の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。